

「プランを変更すれば、電気料金が安くなる」と勧誘されたので、現在契約している電力会社のプラン変更だと思い、住所、氏名、供給地点特定番号などを申込書に記入して手続きした。後日、渡された契約書を見ると、別の事業者との契約に変わっていた。契約先を変えるつもりはなかったので解約したい。

2016年に電力、17年にガスの小売全面自由化が始まり、消費者は「電気とガス」や「電気と携帯電話」などを組み合わせたセット割引、ポイントサービスといった様々な料金メニューやサービスを選ぶことができるようになりました。

しかし、消費生活センターには事例のような、訪問販売や電話勧誘についての相談が寄せられています。

トラブルを防ぐために、勧誘した事業者と新たに契約する事業者の社名や連絡先を確認し、せかさされてもすぐには応じず、契約は慎重に行うことが大切です。

顧客番号や供給地点特定番号などの検針票に記載されている情報は、重要な個人情報のため、事業者から聞かれてもすぐに教えないようにしてください。

電気、ガスの料金プランや算定方法について理解できるまで説明を受け、メリットやデメリットを把握した上で、契約するかどうかよく検討しましょう。

契約してしまっても、クーリングオフができる場合があります。困った時は一人で悩まずに、最寄りの消費生活相談窓口にご相談してください。電気・ガスの契約トラブルや制度の仕組みで、不明な点や不審なことがあれば、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口（03-3501-5725）も利用しましょう。